

平成二十二年一月二十二日提出
質問 第三三三号

国会議員の活動に対する内閣官房長官の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

国会議員の活動に対する内閣官房長官の見解に関する質問主意書

本年一月十五日、民主党所属の石川知裕衆議院議員が政治資金規正法違反の容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された。右を受け、同月十八日、石川代議士と同期に当選した衆議院議員十数名が、石川代議士への逮捕は不当とする勉強会（以下、「勉強会」という。）を開催した。右につき、平野博文内閣官房長官は、同月十九日の記者会見で、「勉強会」について「政府も一体的にということなら、不適當だ」と述べ、更に同日夜、「勉強会」に出席した小川淳也総務大臣政務官に対して「これ以上の活動はしないように」と注意をしたと報じられている。右を踏まえ、質問する。

- 一 一般に、国会議員が行う種々の活動に対して、政府が制限を課すことは可能か。
- 二 平野長官は、どのような認識に基づき、「勉強会」が不適當と考えるのか説明されたい。
- 三 平野長官は、なぜ小川政務官が「勉強会」に出席したことが不適當であり、同政務官に対して「勉強会」への出席を自制するよう求めたのか、その真意及び法的根拠について説明されたい。
- 四 「勉強会」に対する鳩山由紀夫内閣総理大臣の見解如何。
- 五 「勉強会」に政務三役が出席することの是非について、鳩山総理はどの様に考えるか説明されたい。

右質問する。